

修正案第 2 号

平成 2 1 年 6 月 1 9 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 殿

発議者 樋 口 清 士

〃 小 笹 浩 樹

〃 福 中 眞 美

〃 谷 村 淳 子

〃 中 浦 新 悟

議案第 3 6 号生駒市病院事業の設置等に関する条例の制定について  
に対する修正の動議について

このことについて、地方自治法第 1 1 5 条の 2 及び生駒市議会会議規則第 1 6  
条の規定により、別紙のとおり案文を添え修正案を提出いたします。

(別紙)

議案第36号生駒市病院事業の設置等に関する条例の制定について  
に対する修正案

議案第36号生駒市病院事業の設置等に関する条例の制定についての一部を次のように修正する。

第1条中「提供する」の次に「とともに、地域医療を充実させる」を加える。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 病院事業は、次条第1項の病院事業計画に従って運営されなければならない。

第16条を第19条とし、第15条を第16条とし、同条の次に次の2条を加える。

(病院事業推進委員会)

第17条 市民の医療ニーズに沿った地域の中核的な病院事業の運営を図るため、生駒市病院事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、本市の病院事業に関する事項を調査審議する。

3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、議会の同意を得て市長が委嘱し、又は任命する。この場合において、委員には、奈良県医師会、生駒地区医師会及び生駒市医師会をそれぞれ代表する者を含む医療関係団体を代表する者、市民を代表する者、市議会を代表する者及び関係行政機関の職員が含まなければならない。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規

則で定める。

(委員会に諮問すべき場合)

第18条 市長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項について委員会に諮問しなければならない。

- (1) 病院事業計画を策定し、又は見直そうとする場合 当該病院事業計画に定める事項
- (2) 指定管理者と病院の管理に関する協定を締結しようとする場合 当該協定に関する事項
- (3) 病院事業の運営状況の改善を行おうとする場合 当該改善のために必要な事項

第14条を第15条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加え、同条を第11条とする。

- (1) 地域の医療ニーズに対応した医療を提供できること。

第9条を第10条とし、第4条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

(病院事業計画)

第4条 市長は、適正かつ健全な病院事業の運営を図るため、次に掲げる事項を定めた病院事業計画（以下「病院事業計画」という。）を策定しなければならない。

- (1) 病院事業の基本方針に関すること。
- (2) 診療科目、各診療科目の病床数及び診療方針に関すること。
- (3) 人員体制及び医療従事者の確保の方法に関すること。
- (4) 救急に対する取組に関すること。
- (5) 医療における安全管理に対する取組に関すること。

- (6) 地域医療の支援に対する取組に関すること。
- (7) 病院事業の運営に関する情報の開示及び広報に関すること。
- (8) 病院の施設及び附属設備の整備及び改善に関すること。
- (9) 今後10年間における病院事業の収支の見通しに関すること。
- (10) その他市長が必要と認める事項

2 病院事業計画は、第18条第1号に係る委員会の答申を尊重したものでなければならない。

3 市長は、継続的に病院事業が改善されるよう、少なくとも3年ごとに病院事業計画を見直さなければならない。

附則を次のように改める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項、第10条、第11条、第17条並びに第18条（第3号に係る部分を除く。）の規定は、公布の日から施行する。